

2016年11月7日

消防庁長官

青木 信之 様

全日本自治団体労働組合

中央執行委員長 川本

全国消防職員協議会

会 長 近江 孝之



消防行政の充実強化に関する要望書

日頃より消防行政に対する貴職のご尽力に改めて敬意を表します。

2016年4月14日に続いて、16日の本震により多くの家屋が倒壊した熊本地震では、延べ5,000人の緊急消防援助隊の隊員が活動しました。さらに同年の8月以降多発した台風により、東北及び北海道地方においても甚大な被害が発生し、延べ1,260人の緊急消防援助隊が出動しました。命の危険を顧みず、人命救助や災害防ぎよに当たる消防隊員の活動に対して、被災地の住民は大いに期待が高まっていますが、実際に従事した職員に対する待遇は、派遣元自治体の制度の違いにより、著しく異なっています。

予防部門では、2018年に期限を迎える消防設備の遡及指導や、本格化する消防設備の違反に対する公表制度など、業務量は増加し続けています。また、救急の現場では、出動件数が毎年増加し続け、救急隊員の労務負担は増すばかりです。業務量の増大による過重負荷は、慢性的な人員不足も重なり、健康被害が増加しています。それにも関わらず、未だ労働安全衛生法に基づく特定業務従事者の健康診断を実施していない、法令違反の消防本部も見受けられるのが実態です。

総務省消防庁は、「女性消防吏員の計画的な増員」を、積極的に取り組むよう要請していますが、多くの女性職員を採用するためには、女性専用のトイレや浴室および寝室の整備は急務です。また、女性職員の採用で先行している消防本部では、女性職員の採用拡大により、設備面の整備が追い付かず、止むを得ず日勤業務に配置をされています。多くの女性が災害現場で活躍していくためには、全ての既存庁舎に対して、寝室の個室化や浴槽の改修、トイレの増設など、ハード面の整備とそのため財政的支援が急務です。

延長された消防の広域化については、既に広域化された消防本部内で、同じ署、同じ部隊で働く職員の本給や手当等が統一されておらず、賃金の格差が生じています。また、消防戦術や装備などが統一されないことで、管轄区域の住民サービスが低下する恐れもあります。

このような現状に鑑み、住民のための新たな政策と質の高い公共サービスを提供できる消防行政の確立にむけて、下記の点について要望いたします。

記

1. 緊急消防援助隊活動費に要する負担金について

緊急消防援助隊の派遣に際して、同一活動に対する同一評価の統一と、派遣する各消防本部の消防力の低下を補完するため、以下の点について要望します。

- ① 消防庁長官が緊急消防援助隊の出動を指示する対象となる地方公共団体等に対して、同一の金額を明示した「緊急援助隊出動手当条例準則」（仮称）を起草し、各消防本部に条例等で定めるよう指導すること。また、緊急消防援助隊隊員の旅費等や日当についても対象となる範囲や同一の金額を例示し、条例等を定めるよう指導すること。
- ② 上記①について、「求め」による出動や消防緊急援助隊とともに県内消防応援活動をした消防機関に対しても全額国費負担とし、手当等も同様の取り扱いとすること。
- ③ 出動した隊員のみならず、派遣した消防本部の消防力の低下を招くおそれから、体制維持のため、動員された職員に対する経費等についても、負担金の対象にすること。

2. 働きやすい職場作り、公共サービスの充実について

消防職場では、定員割れなどの慢性的な人員不足の状況にあり、新たな行政需要や業務量の増加に対応できていません。また、団塊の世代の退職により、十分に技術を継承できていないことによる公共サービスの質の低下は、重大な問題となっています。このような現状では、消防業務の目的である「国民の生命、身体、財産を守る」とする消防力の維持も困難な状況です。そのためにも業務の実態に見合った人員の確保が必要不可欠であると認識し、以下の点について要望します。

- ① 「平成 27 年度消防施設整備計画実態調査の結果について」によると各種車両等の整備率が 85%以上に対して、職員数の整備率については全国平均で 77.4%、なかには 50%を下回る消防本部も散見されていることから、住民に対する良質な公共サービス提供するため、「消防力の整備指針」に示す人員に近づけるよう、市町村等に対して必要な対策を講じること。
- ② 2015 年 7 月に発出された「消防本部における女性吏員の更なる活躍に向けた取組の推進について」の具体化にむけ、とくに以下の点に取り組むこと。
 - ア 日頃の災害活動時における母性保護の必要性について、各消防本部の幹部職員の意識変革を促すこと。
 - イ 今後積極的に女性職員の採用を拡大することにより、既に採用されている女性職員が災害現場で活躍できるよう、既存庁舎の寝室や浴室等の整備をはかること。
- ③ 大規模災害発生時の動員に際して育児や介護中の職員に、必要な対策を講じること。